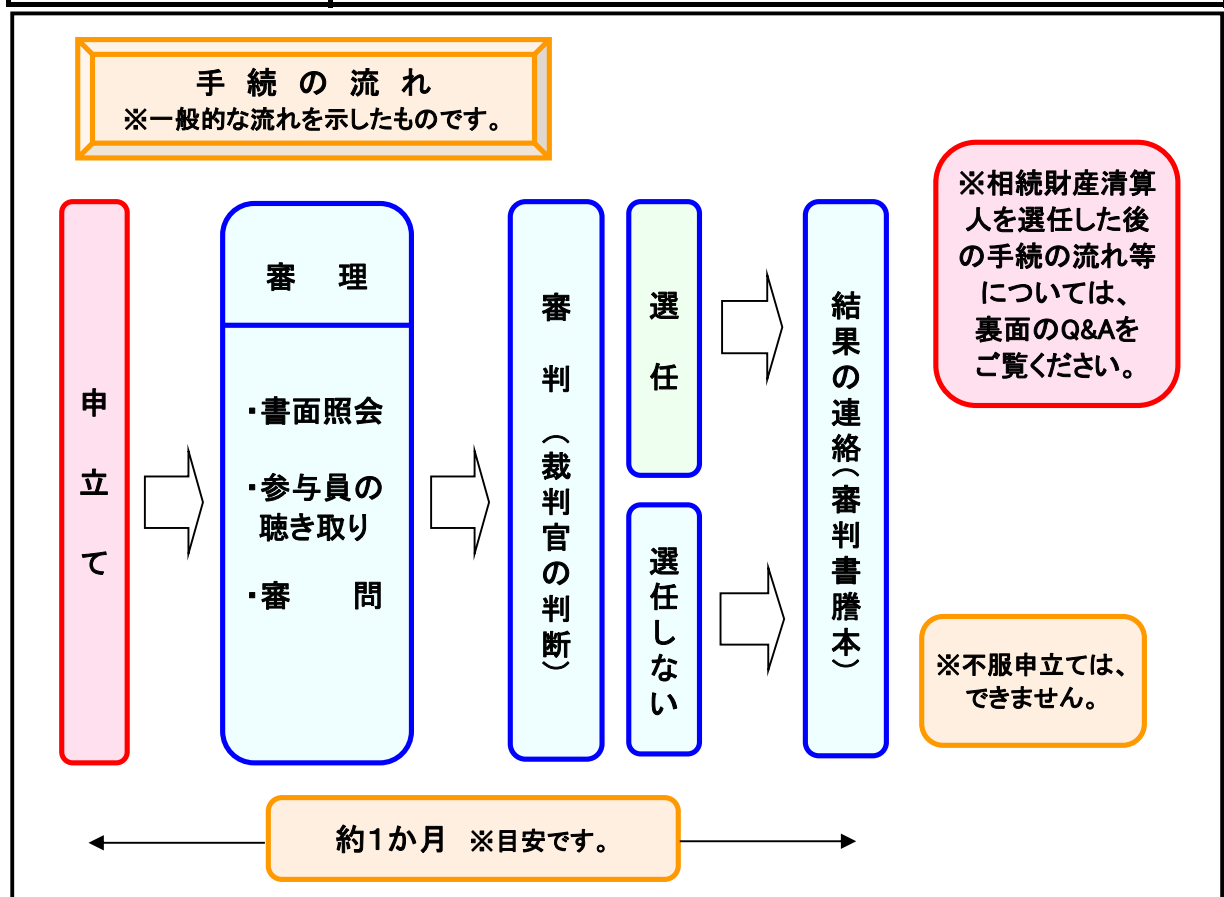


「相続財産清算人選任」の手続とは・・・

相続人が全くいない場合や相続人全員が相続放棄した場合に、相続財産を清算するために、財産清算人を選ぶ手続です(民法952条)。相続人が行方不明であったり生死不明であるだけでは、この手続の対象にはなりません。相続財産清算人は、被相続人(亡くなった人)の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	利害関係がある人、検察官
申立てをする裁判所	被相続人(亡くなった人)の最後の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 被相続人1人につき 収入印紙 800円分 ☐ 連絡用の郵便切手 922円分 【100円2枚、84円8枚、10円5枚】 ※審理中に官報公告料5,075円を納めてもらうことになります。 ※そのほかに財産清算人報酬相当額の納付をお願いすることもあります。 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申立てに必要な書類	☐ 申立書 1通 ☐ 別紙「相続財産清算人選任の申立てに必要な書類」のとおり



よくあるご質問

Q1 財産清算人の候補者を立てる必要がありますか。

原則として、事件に利害関係のない愛知県弁護士会等に所属する弁護士の中から裁判所が選任しますので、必ずしも候補者を立てる必要はありません。また、候補者を立てた場合でも必ず候補者が清算人に選任されるわけではありません。

Q2 財産清算人が選任された後の手続は、どのようになりますか？

一般的な手続の流れは次のとおりです。途中で相続財産が無くなった場合はそこで手続は終了します。

- ① 家庭裁判所は、相続財産清算人選任の審判をした後「相続財産清算人が選任されたことを知らせるとともに、相続人を捜すため6か月以上先に満了期間を決めた公告」をします。
- ② ①の公告期間内に満了するように、財産清算人は「相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告」をします。
- ③ ①の公告期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。
- ④ ①の公告期間満了後、3か月以内に「特別縁故者に対する相続財産分与」の申立てがされることがあります。
- ⑤ 随時、財産清算人は、家庭裁判所に「権限外行為許可」の申立てをして、許可を得た上で、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。
- ⑥ 財産清算人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、「特別縁故者に対する財産分与」の審判にしたがって特別縁故者に財産を分与するための手続等をします。
- ⑦ ⑥の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いで手続が終了します。

Q3 「被相続人と特別の縁故があった人」に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですが、どのような手続が必要になるのですか？

「特別縁故者に対する相続財産分与」という手続が必要になります。申立てができる期間は、④のとおり、①の公告の期間満了後、3か月以内と決められていますので、官報を確認したり、相続財産清算人等に問い合わせてください。

なお、分与をするかどうかや分与する額は、裁判官が、特別縁故者が被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたなどの事情を考慮して判断します。

Q4 財産清算人の報酬は、どのように支払われるのですか？

相続財産から支払われますが、相続財産が少なく報酬を支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬の相当額をあらかじめ家庭裁判所に納めてもらい、それを財産清算人の報酬にすることがあります。家庭裁判所に「報酬付与」の審判の申立てをして、認められた場合に、認められた金額を受け取ることになります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)